



保育所等における虐待対応事例集 (令和8年9月)



東京都 福祉局 子供・子育て支援部
保育支援課 保育計画調整担当



目次

No.		ページ
1.	目的	3
2.	虐待通報制度	4
3.	虐待の種類	6
4.	虐待の対応事例	
	事例1 身体的虐待（午睡・食事）	7
	事例2 身体的虐待（遊び）	9
	事例3 身体的虐待（衝動性）	11
	事例4 心理的虐待（叱責）	13
	事例5 ネグレクト（着替えへの対応）	15
	事例6 性的虐待・関連制度	17
5.	虐待通報の事実確認	19
6.	虐待通報事例から学ぶ保育の視点	
	視点① 子供の権利擁護への理解	20
	視点② 日々の保育の見直し	21
	視点③ 職場の環境づくり	22
	視点④ 保護者や地域などの応援者を増やす	23



1 目的

本事例集は、保育所等における虐待に関する事例や対応のポイントを整理・共有することで、職員が日々の保育を振り返り、適切な対応や予防の視点を学ぶために作成するものです。

事例から得られる気づきを共有することで、保育の質の向上を図るとともに、子供の安全・安心を守り、虐待の未然防止につながる保育の実践を推進します。

※掲載している事例は、保育所等において実際に発生した事案をもとに、各保育所等での活用を想定し、事実関係を抽象化した上で、分かりやすく整理して掲載しています。



2 虐待通報制度

国資料

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

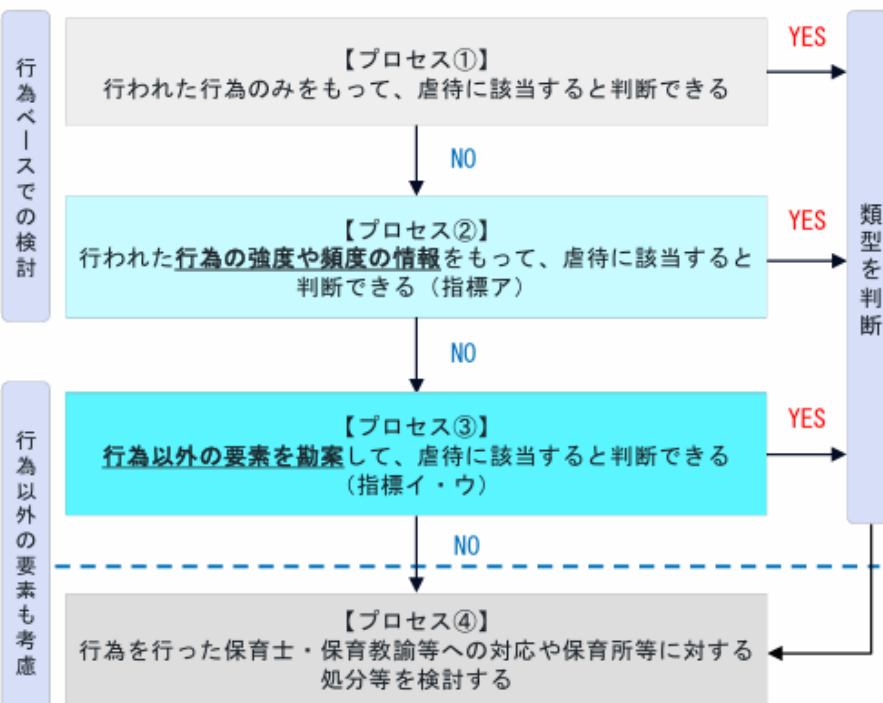
【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

こどもまんなか
こども家庭庁 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
 - ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断する。
- ※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。
- ア 行為の強度・頻度
- イ 保育士・保育教諭等の意図
- ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、<u>「苦手を克服させる意図」で、繰り返し食べるよう促していた。</u>しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを<u>「大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。</u>その後も、保育士はその<u>「こどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。</u>しばらくして、保護者から、「<u>給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。</u>」と相談があった。 （考え方のポイント） 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「<u>「大声で注意し」</u>」している点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。 ○ また、「<u>「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」</u>」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。 【プロセス②】 ○ 一方で、「<u>「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」と</u>」いう行為が「<u>「毎日のように繰り返し」</u>」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。 （【プロセス③】） ○ なお、当初は「<u>「苦手を克服させる意図」</u>」であったが、その後、「<u>「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」</u>」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。 ○ 保育士による行為の結果、こどもは「<u>「保育園に行きたがらなくなった」</u>」であり、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。	虐待



3 虐待の種類

保育所等における虐待とは、職員が子供に行う、次のような行為をいいます。

区分	内容
身体的虐待	子供の体に傷が生じる、またはそのおそれがある暴力的な関わり。 …殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める など
性的虐待	子供に対し、性的な行為をする、またはさせること。 …子供への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	必要な世話や援助をせず、子供の心身の発達に大きな影響を与える状態にすること。 …食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
心理的虐待	強い言葉、拒否的な対応、脅すような関わりなどにより、子供の心を深く傷つけること。 …言葉による脅し、無視、差別的扱い、子供の目の前で暴力をふるう など

通報の考え方

- ・虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに都道府県又は区市町村へ通報します。
- ・個人で判断せず、園内・法人・区市町村等に共有することが重要です。

東京都 保育所等における虐待等通報・相談窓口 電話（03-5320-4545）、Webフォーム

上記窓口のほか、各区市町村でも通報・相談窓口を設置しています。



4 虐待の対応事例

事例 1 身体的虐待（午睡・食事の場面）

● 行為の概要

A園では、午睡時、布団から出ようとする子供の腕をつかんで無理に移動させたり、体を持ち上げて布団に落とす行為がありました。

また、食事やおやつの場面では、嫌がっている子供に対して、無理に食べ物や飲み物を口に入れる行為がありました。

● 背景として考えられること

- ・ 午睡や食事は本来、子供が安心して休息をとり、食べることを楽しむ時間です。
- ・ しかし、「全員を寝かせなければならない」「時間内に食べ終えなければならない」ことが優先されると子供中心ではなく、大人中心の保育へと変化してしまいます。
- ・ こうした対応が日常化すると、園の文化となり、不適切な関わりが見過ごされやすくなります。

● 組織としての課題

- ・ この園では、職員配置がぎりぎりで、時間帯によっては十分な見守りが難しい状況でした。
- ・ 業務が多く、職員が余裕を持ちにくい状況がありました。
- ・ 保育内容の振り返りや職員間の共有が十分ではありませんでした。
- ・ 経験年数の違う職員同士の相談や連携が十分でなく、管理的な保育に陥りやすい状況がありました。周囲に職員がいても、気になる関わりを止め、保育を交代する仕組みが十分ではありませんでした。



事例 1 再発防止のための取組

● 園・法人が行った取組

- ・ 研修、事例検討、外部専門家による助言等を行い、職員が同じ視点で保育を振り返る機会を設けました。
- ・ 園長を中心に業務を見直し、優先すべきものと削減できるものを整理しました。
- ・ 自治体による事実確認や指導を踏まえ、外部専門機関による巡回等も活用しました。
- ・ 子供を従わせる保育ではなく、子供の状態や意向を重視する子供中心の保育に向けて、園全体で話し合いを重ねました。



画像はAIで作成

確認したいポイント

★投げ落とす、ご飯を押し込む行為は、虐待に該当。

あまりに強く引っ張る行為は、虐待に該当する可能性あり。📌視点①

★睡眠時間の確保と、起きている子供への個別の配慮の両方を大切にする。📌視点②

★日々の振り返りでは、良かった点だけでなく、改善したい点も共有する。📌視点③



事例２ 身体的虐待（遊びの場面）

● 行為の概要

B園では、子供同士のトラブルの際に、保育士がおもちゃで子供の身体を強く押したことにより、子供が体勢を崩して倒れかかりました。また、子供に対して、両手で肩を抑え付け、そのまま力を加えて身体を下に押したため、子供は床に倒れました。

ほか、複数人の乳児に対して、ハイハイしている子供の脚を引っ張り引き寄せる、頭を押して転ばせる、子供を足で押しながら移動させる、腕を掴んで移動させるなどの行為がありました。

● 背景として考えられること

- ・ 遊びの時間は、子供が安心して色々なものに興味を持ち、発達していく場であるとともに、集団生活に必要な習慣を身に付ける大切な時間です。
- ・ 一方で、「怪我をさせてはいけない」「トラブルを起こしてはいけない」という意識が強くなると、子供の気持ちや発達よりも管理が優先されることがあります。
- ・ こうした対応が日常化すると、園の文化となり、不適切な関わりが見過ごされやすくなります。

● 組織としての課題

- ・ この園では、朝の散歩に出かける時間帯に、担任保育士が一人一人を外に連れ出す間、保育室内に残った複数の子供を1名の保育士が保育する状況でした。
- ・ この園では、入職当初は園の保育を学ぶ研修がありましたが、日々の保育の改善点などの話し合いがなく、また、周囲の職員に声を掛けたり、悩みを聞いてもらうような環境もありませんでした。
- ・ 保育士は、不適切な保育や虐待に関する研修や注意喚起が行われていると認識していませんでした。



事例 2 再発防止のための取組

● 園・法人が行った取組

- ・ 施設の全職員に対して、点検のためにヒアリングを実施しました。
- ・ 保護者会を開き、不適切な関わりがあったことを説明し、個別に家庭に向けて、カメラ映像を見せながら謝罪しました。ある児童は、その後、退園しています。
- ・ 全職員に対して、不適切な保育や虐待についての研修を実施しました
- ・ 保育中に、職員が1人にならないよう、シフトを見直しました。
- ・ 法人は、第三者の調査機関による保育環境の確認等により得られた知見をもとに、保育環境を改善しました。



画像はAIで作成

確認したいポイント

- ★ 子供を力で制止する行為は虐待につながる可能性がある。👉視点①
- ★ 子供の遊びや発達の状況を理解し、子供の行動の背景を考えて関わる。👉視点①
- ★ 保育士が一人で抱え込まない体制を整え、気になる関わりを見逃さず職員間で共有する。👉視点③



事例３ 身体的虐待（衝動性）

● 行為の概要

C園では、午睡時、寝付かない幼児の頬をつねる行為があり、児童に痣（アザ）が生じました。

D園では、危険な遊びをしていた幼児に注意をしていたが聞き入れなかったため、保育士と組み合いになり、子供を押して倒す、力強く押す、倒れた子供の両足を持ち上げひっくり返す行為がありました。

● 背景として考えられること

- ・ 午睡や遊びの場面では、子供が思いどおりに行動しないことがあります。
- ・ その際、保育士に心理的な余裕がないと焦りや苛立ちから感情的な対応につながることがあります。
- ・ また、子供の発達や特性への理解が不足している場合、「困った行動」と捉えやすくなり、適切な支援よりも強い対応へつながることがあります。
- ・ 感情のコントロールを支える相談体制が十分でないことも要因となります。

● 組織としての課題

- ・ 原則２名体制で保育をしていましたが、当該時間帯は１名が休憩に入っており、保育室内は一時的に１名体制でした。
- ・ 個別の配慮が必要な子供に対する、職員間の共通認識が図られず、保育士は周囲に助言を求めたり、保育の交代を申し出ることができない状況でした。



事例３ 再発防止のための取組

● 園・法人が行った取組

- ・ 保護者会を開いて説明するとともに、個別の家庭に説明し、その後子供は退園しています。
- ・ 人員配置体制の見直しやシフト調整により、複数職員による保育を徹底しました。
- ・ 監視や管理のみで防ぐのではなく、倫理観・判断基準を確認するための研修、保育士が相談しやすい関係づくり、相談ルートを複数用意して隠さずに相談できる体制を構築しました。



画像はAIで作成

確認したいポイント

- ★感情的になりそうなときは、一呼吸置いて対応する。📌視点①
- ★子供の特性や行動の背景を理解して関わる。📌視点②
- ★子供を従わせるのではなく、安全に導く方法を考える。📌視点②
- ★困ったときに助けを求められる職場づくりを行う。📌視点③



事例4 心理的虐待（叱責）

● 行為の概要

E園では、子供が泣いているにも関わらず、複数日にわたり、強い口調で威圧的に「泣くなら出る」「他の子が迷惑です」など、不必要な叱責を繰り返す行為がありました。

F園では、配慮が必要な子供に対し、遊びや活動の切り替えがうまくいかない場面で、子供の訴えを無視したり、参加させない、強い言葉掛けなど子供を追い詰めるような関わりを繰り返していました。

● 背景として考えられること

- ・ 子供の安全確保や集団生活のために、職員がルールを伝えたり、望ましい行動を促すことは必要です
- ・ しかし、「行動を止めること」や「集団を円滑に運営すること」が優先されると、子供の気持ちや行動の背景への理解が不足し、叱責に頼りやすくなります。
- ・ 特に、年齢や発達段階、特性への理解が十分でない場合、職員の負担感が高まりやすくなります。
- ・ そのような関わりが繰り返されると、問題が見過ごされ、周囲も声を掛けにくい環境につながります

● 組織としての課題

- ・ 一人の職員に負担が集中しやすい状況でした。
- ・ 施設長や周囲の職員等が日々の様子を十分に把握できず、職員本人からの相談もありませんでした。
- ・ 経験の浅い職員に担任を任せる中、全体で保育状況を共有する仕組みが十分ではありませんでした
- ・ 職員に、配慮が必要な子供の特性についての知識や理解がなく、子供の行動を「わがまま」「言うことを聞かない」と認識していました。
- ・ 子供の特性や対応の仕方について、新しい知識やスキルを学ぶ機会や、改善状況を継続的に確認する仕組みに課題があり、不適切な言葉掛けが常態化し、周囲の職員も許容していました。



事例 4 再発防止のための取組

● 園・法人が行った取組

- ・ 職員配置を見直し、施設長や主任保育士らが保育に入り、一人で保育を抱え込む時間を減らしました。
- ・ 主任保育士を中心とした研修、配慮を要する子供の特性や対応スキルについての外部の専門家による研修や、他園での実習を継続的に実施しました。



画像はAIで作成

確認したいポイント

- ★叱責で行動を止めるのではなく、子供が次に何をすればよいか分かる伝え方を工夫する。 視点②
- ★配慮が必要な子供の特性や行動の背景について知識や理解を深め、職員間で共有し、声掛けや環境調整を考える。 視点①
- ★良かった点と改善点を職員間で共有し、保育の質の向上につなげる。 視点②



事例5 ネグレクト（着替えへの対応）

● 行為の概要

G園では、濡れた下着のまま泣いている子供を、子供から着替えたいと申し出があるまで、長時間にわたり放置していました。

● 背景として考えられること

- ・ 排せつや着替えへの援助は、子供の自立を支援するうえで重要な保育の一つです。
- ・ 一方で、「自分でできるようになってほしい」という思いが強くなると、必要な援助よりも自立を優先してしまう場合があります。
- ・ 子供の主体性を尊重することと、必要な援助を行うことは対立するものではありません。子供の発達や状況を踏まえない対応が続くことで、子供の尊厳や安心感が損なわれるおそれがあります。

● 組織としての課題

- ・ トイレトレーニングを進める中で、担当職員は、子供が「冷たい感触」を体験することや、自ら申し出るまで着替えをさせないことが自立につながると考えていました。
- ・ 周囲の職員が気付いていても、担当職員に助言を受け入れる姿勢がなく、対応を見直せませんでした
- ・ トイレトレーニングの対応方針が、クラスや園全体の職員間で十分に共有されていませんでした
- ・ 職員間で意見を言いにくい雰囲気があり、チームとして対応を見直す機会が不足していました。



事例 5 再発防止のための取組

● 園・法人が行った取組

- ・ 複数の職員が子供に関われるよう時間ごとに主担当を設けました
- ・ 主任職員はクラス全体を見守る役割に専念できるようにしました
- ・ 個別指導計画を見直し、ねらい、子供の様子、経緯等を具体的に記録するようにしました。
- ・ 保育の振り返りや職員間の情報共有の時間を確保しました。
- ・ 排泄のコントロールやトイレトレーニングと、子供の人権を尊重する保育のあり方について、園全体で学ぶ機会を設けました



画像はAIで作成

確認したいポイント

- ★ 排せつや着替えは、子供の尊厳に関わる大切な場面として対応する。 視点②
- ★ 不快な状態を長引かせず、必要な援助を職員間で確認する。 視点②
- ★ 個別の対応方針は、クラス単位や乳児・幼児のクラス群、園全体など、複数の職員で共有する。

視点②



事例 6 性的虐待

● 行為の例

- ・ 下着のままで放置する
- ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器を見せる
- ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる
- ・ 必要のない場面で裸や下着の状態を撮影する など

確認したいポイント

- ★ 子供が自分の体やプライベートゾーン、安全について学ぶ機会を大切にする。 📌 視点①
- ★ 死角が生じにくい環境を整え、複数の目で見守る。 📌 視点③
- ★ 子供との距離感や関わり方について、職員間で共通理解を持つ。 📌 視点③

● 参考資料

都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応（令和6年1月）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/tsuuchi2>



関連制度・参考資料

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン等)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための**措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ⇒ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ⇒ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。



5 虐待通報の事実確認

- ・ 通報があった場合、都や区市町村が事実確認のために、施設長や職員へのヒアリング
カメラ映像の確認、保育の状況の確認等を行う場合があります。
- ・ 事実確認の結果、虐待に該当する場合、認定した事実や指導内容を文書により通知し
30日以内に改善報告を求めます。
- ・ 仮に一つ一つが虐待に該当しない行為であっても、日々の振り返りの中で改善が図ら
れなければ、そうした行為の繰り返し等によって、子供の安全・安心が損なわれ、
虐待につながるおそれがあります。

- ☞ 実際に起きた通報事例をもとに、日常の保育において確認したい視点を4点ご紹介します。
- ☞ 各視点到記載している事例番号は、その視点を考えるうえで特に参考となる事例を示した
ものです。



6 虐待事例から学ぶ保育の視点

視点① 子供の権利擁護への理解

②日々の保育 の見直し

③職場の環境 づくり

④保護者や地 域などの応援 者を増やす

- ✓ 子供の最善の利益を考慮し、子供の発達や特性、虐待やその背景、対応の仕方や支援の必要性について学ぶ機会を持ち、法令等の理解を深め、子供が権利の主体であるという認識を深める。
- ✓ 引っ張る、別室に一人にする、泣いたままにするなどの身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待につながりかねない行為を、日常の対応として見過ごさない。

☞事例1

- ✓ セルフチェックや研修を活用し自己評価や振り返りを行い、職員全体で共通理解を図り、保育の質の向上につなげる。

☞事例3

- ✓ どのような事情があっても、子供の尊厳を損なう関わりをしない。



視点② 日々の保育の見直し

①子供の権利 擁護への理解

- ✓ 一人一人の生活習慣や生活リズムを尊重する。
特に食事、午睡など重大事故に繋がりやすい場面では、職員で共通認識を持ち適切に対応するとともに、無理に食べさせる、寝かしつける等の行為が虐待に繋がるという認識を持つ。

☞事例1

- ✓ 保育者の意図通りに子供を動かそうとするのではなく、子供の思いや願いを受容的、応答的に受け止め、子供が自発的に行動できる環境や関わりについて日々検討する。所作や言葉遣いにも留意する。

☞事例3

☞事例4

- ✓ これまでの保育の仕方に拘らず、日々の保育を振り返り、改善に繋げる。

☞事例4

- ✓ 着替え、排せつ等の対応時は子供のプライバシー確保と尊厳に配慮する。

☞事例5

- ✓ 子供が自分の身体、プライベートゾーンや安全について学ぶ。

☞事例6

- ✓ 子供との適切な距離感や年齢に応じた関わり方について、職員間で共通理解を持ち適切に対応する。

③職場の環境 づくり

④保護者や地 域などの応援 者を増やす



視点③ 職場の環境づくり

①子供の権利 擁護への理解

②日々の保育 の見直し

④保護者や地 域などの応援 者を増やす

- ✓ 施設長等は保育の様子を定期的に確認し、職員の気になる関わり等があれば迅速に対応するとともに、必要に応じ法人や自治体へ報告する。
- ✓ 施設長等やリーダー層が率先して、施設全体の自己評価や改善に取り組み、古い慣習や価値観、行き過ぎた指導等を見直す。
☞事例1
- ✓ 少しでも気になる関わりがあったときに伝え合うことができるよう、日常的に職員同士で声を掛け合う関係や、職員が一人で悩みを抱え込まない体制を整える。
☞事例2 ☞事例3
- ✓ 個別の配慮を必要とする児童の対応は、担任任せにせず、施設全体でサポートする。そのために、必要に応じて専門機関との連携や、区市町村の巡回指導を活用する。
☞事例4
- ✓ 子供の安全確保や、職員の安心につながるよう、見守りカメラの活用等、死角が生じにくい環境を整える。
☞事例6
- ✓ 事故発生や虐待が疑われる場合の対応フローを作成し、職員に周知し、定期的に確認する。



視点④ 保護者や地域などの応援者を増やす

①子供の権利擁護への理解

②日々の保育の見直し

③職場の環境づくり

- ✓ 挨拶、身だしなみ、言葉遣い、態度など、基本的な接遇を大切にする。
- ✓ 日頃から保護者とコミュニケーションを取り、日々の子供の様子の伝達、事故時等の丁寧な説明と対応を行うなど、円滑な関係を築く。
- ✓ 保育説明会、おたより等により、園の方針や取組等を保護者に分かりやすく伝え、理解を得る
- ✓ 個別面談、アンケート、第三者評価の実施など、保護者の意見を聞く機会を設ける。
- ✓ 送迎時や保育参観など、保護者が保育を見ることが出来る機会を設けて、理解につなげる。
- ✓ 散歩先や園周辺の地域の方にも、園の活動や保育内容を理解してもらえよう丁寧に対応する。
- ✓ 保護者や地域から寄せられた声について、施設長等は事実を確認し組織として共有し対応する。
- ✓ 近隣対応など、困ったことがあれば、園だけで抱え込まず、自治体や専門家等に相談する。



虐待は日々の行為の延長に生じる可能性があります。
気づきと振り返り、そして改善の積み重ねが、
虐待予防につながります。

保護者が不安を抱えることなく
安心して子供を預けることができ、
そして保育者自身も安心して働くことができるよう、
今日から始められることに取り組んでいきましょう



画像はAIで作成

本資料を保育の質の向上のために園内研修等にご活用下さい。